

＜記載例①＞（記載例①の解説及び注意事項等は、2ページを御覧ください。）

* この記載例は、表題登記がされているものの、所有権の登記がされていない建物について、初めて所有権の登記を申請する場合のものです。

代理人によって申請する場合の記載例については、3ページ以下の記載例②を御覧ください。

※受付シールを貼るスペースになりますので、この部分には何も記載しないでください。

登 記 申 請 書

登記の目的 所有権保存

所 有 者 ○○市○○町二丁目12番地（住民票コード12345678901）（注2）
法 務 太 郎 印（注1）

氏名ふりがな	ほうむ たろう
生年月日	昭和45年6月7日
国籍等	日本
メールアドレス	abcdefg123@example.com

連絡先の電話番号 00-0000-0000（注3）

添付情報

住所証明情報（注4）国籍等を証する情報（注5）

☐ 登記識別情報の通知を希望しません。（注6）

令和8年10月5日法第74条第1項第1号申請（注7）

○○ 法務局（又は地方法務局） ○○支局（又は出張所）

課 税 価 格 金 2, 000万円（注8）

登録免許税 金 30, 000円（租税特別措置法72条の2）（注9）

不動産の表示（注10）

不動産番号 1234567890123（注10）
所 在 ○○市○○町一丁目
地 番 23番
地 目 宅地

地	積	1 2 3 ・ 4 5 平方メートル
不動産番号	在	0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2
所	在	〇〇市〇〇町一丁目 2 3 番地
家屋番号	号	2 3 番
種類	類	居宅
構造	造	木造かわらぶき 2 階建
床	面	1 階 4 3 ・ 0 0 平方メートル
		2 階 2 1 ・ 3 4 平方メートル

契印 (注 12)

＜記載例①の解説及び注意事項等＞

(注1) 所有者として、所有権の保存の登記を申請する者を記載し、末尾に押印します（認印で結構です。）。この記載は、登記記録（登記事項証明書）の表題部に記録されている所有者の記録と一致する必要があります。

一致していない場合は、登記記録上の氏名及び住所から現在のものまでの変更の経緯が分かる住民票の写し又は戸籍全部事項証明書（戸籍謄抄本）等を添付するか、事前に表題部の所有者の記録の変更の登記が必要となります。

なお、所有者の氏名ふりがな、生年月日、国籍及びメールアドレスも記載してください（法人については記載不要です。）。メールアドレスは、御本人のみが利用しているものを記載してください。

※ 令和8年4月から氏名・住所の変更登記が義務化されたことに伴い、同月以降、登記所において、定期的に、氏名、氏名ふりがな、住所、生年月日の情報を用いて住基ネットを検索し、氏名・住所の変更を把握した場合には、登記名義人のメールアドレス宛てに連絡し、御本人の了解を得た上で、職権で変更登記を行います（海外居住者を除く。）。

（詳細はこちら（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00678.html）

なお、今回の申出に基づくメールアドレスの登録後、手続完了メールが送信されます（メールアドレスの登録は、登記の後に行われます。）。

外国人の方については、「ジョン・スミス（JOHN SMITH）」のように、括弧書きでローマ字氏名を併記してください。上記の氏名ふりがなの記載は不要です。

また、住所が海外の場合、国内における連絡先となる者の氏名・住所等も記載してください。

法人については、会社法人等番号（会社法人等番号を有しない場合、内国法人については設立根拠法を、外国法人については設立準拠法）も記載してください。

（詳細はこちら（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00589.html））

(注2) 住民票コード（住民基本台帳法第7条第13号に規定されているもの）を記載した場合は、添付情報として住所証明情報（住民票の写し）の提出を省略することができる場合があります。

(注3) 申請書の記載内容等に補正すべき点がある場合に、登記所の担当者から連絡するための連絡先の電話番号（平日の日中に連絡を受けることができるもの。携帯電話の電話番号でも差し支えありません。）を記載してください。

(注4) 所有者の住民票の写しです。住民票コードを記載した場合（注2）は、提出する必要はありません。

なお、住民票の写しは、マイナンバー（個人番号）が記載されていないものを提出してください。

(注5) 日本国籍を有する方については、本籍地が記載された住民票の写しや戸籍の附票の写し、外国籍の方については、国籍又は地域が記載された住民票の写し、旅券（出入国管理及び難民認定法第2条第5号に規定する旅券

をいいます。)の写し及び日本語訳文、在留カード(同法第19条の3に規定する在留カードをいいます。)の写し、特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条に規定する特別永住者証明書をいいます。)の写しなどが該当します。

- (注6) 登記識別情報の通知を希望しない場合には、□にチェックをします。
登記権利者が複数人いる場合は、登記権利者ごとに希望しない旨を申し出ることができます。
- (注7) 所有権の保存の登記を申請する者が不動産登記法第74条第1項各号に掲げる者のいずれに該当するか記載してください。
- (注8) 課税価格、登録免許税の計算方法は、「登録免許税の計算(<https://homukyoku.moj.go.jp/homu/content/001467400.pdf>)」を参照してください。
なお、登録免許税が免除される場合には、課税価格の記載は不要です。
- (注9) 登録免許税額を記載します。登録免許税が免除される場合には、登録免許税額の記載に代えて免除の根拠となる法令の条項を記載します。また、登録免許税が軽減される場合には、登録免許税額の記載に加えて軽減の根拠となる法令の条項(例えば、「租税特別措置法第72条の2」等)を記載します(免除又は軽減について証明書の提供が必要な場合は、申請書と共に証明書を提出する必要があります。)。
なお、登録免許税を現金納付する場合はその領収証書を貼り付けた用紙を、収入印紙で納付する場合には収入印紙(割印や消印をしないでください。)を貼り付けた用紙を、申請書と一括してつづり、申請人又はその代理人がつづり目に必ず契印をしてください(申請人が2人以上いる場合は、そのうちの1人が契印をすることで差し支えありません。))。
- (注10) 登記の申請をする不動産を、登記記録(登記事項証明書)に記録されているとおりに正確に記載してください。
- (注11) 不動産番号を記載した場合は、建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積の記載を省略することができます。
- (注12) 申請書が複数枚にわたる場合は、申請人又はその代理人は、各用紙のつづりに必ず契印をしてください(申請人が2人以上いる場合は、そのうちの1人が契印をすることで差し支えありません。))。

<記載例②> (記載例②の解説及び注意事項等は、7ページを御覧ください。)

* この記載例は、表題登記がされているものの、所有権の登記がされていない建物について、初めてする所有権の登記の申請を代理人に委任する場合のものです。

本人が申請する場合の記載例については、1ページ以下の記載例①を御覧ください。

※この部分には何も記載しないでください。

登 記 申 請 書

登記の目的 所有権保存

所 有 者 ○○市○○町二丁目12番地(住民票コード12345678901)(注2)

法 務 太 郎 (注1)

氏名ふりがな	ほうむ たろう
生年月日	昭和45年6月7日
国籍等	日本
メールアドレス	abcdefg123@example.com

添付情報

代理権限証明情報(注3) 住所証明情報(注4) 国籍等を証する情報(注5)

☐ 登記識別情報の通知を希望しません。(注6)

令和8年10月5日法第74条第1項第1号申請(注7)

○○法務局(又は地方法務局) ○○支局(又は出張所)

代 理 人 ○○市○○町二丁目13番地

乙 野 次 郎 印 (注8)

連絡先の電話番号 00-0000-0000 (注9)

課 税 価 格 金 2, 000万円(注10)

登録免許税 金 30, 000円(租税特別措置法72条の2)(注11)

不動産の表示(注12)

不動産番号 1234567890123(注13)

所 在 ○○市○○町二丁目12番地

家 屋 番 号 12番

種 類 居宅

構 造 木造かわらぶき2階建

床 面 積 1階 43.00平方メートル

2階 38.62平方メートル

委任状の例

委 任 状

私は、〇〇市〇〇町二丁目 1 3 番地 乙野次郎 に、次の権限を委任します。

- 1 下記の登記に関し、登記申請書を作成すること及び当該登記の申請に必要な書面と共に登記申請書を管轄登記所に提出すること
- 2 登記が完了した後に通知される登記識別情報通知書及び登記完了証を受領すること
- 3 登記の申請に不備がある場合に、当該登記の申請を取下げ、又は補正すること
- 4 登記に係る登録免許税の還付金を受領すること
- 5 上記 1 から 4 までのほか、下記の登記の申請に関し必要な一切の権限

令和 8 年 1 0 月 5 日

〇〇市〇〇町二丁目 1 2 番地

法 務 太 郎 印

記

登記の目的 所有権保存

所 有 者 〇〇市〇〇町二丁目 1 2 番地
法 務 太 郎

不動産の表示

所 在 〇〇市〇〇町二丁目 1 2 番地
家屋番号 1 2 番
種 類 居 宅
構 造 木造かわらぶき 2 階建
床 面 積 1 階 4 3 ・ 0 0 平方メートル
2 階 3 8 ・ 6 2 平方メートル

＜記載例②の解説及び注意事項等＞

（注１） 所有者として、所有権の保存の登記を申請する者を記載します。この記載は、登記記録（登記事項証明書）の表題部に記録されている所有者の記録と一致している必要があります。

一致していない場合は、登記記録上の氏名及び住所から現在のものまでの変更の経緯が分かる住民票の写し又は戸籍全部事項証明書（戸籍謄抄本）等を添付するか、事前に表題部の所有者の記録の変更の登記が必要となります。

なお、所有者の氏名ふりがな、生年月日、国籍及びメールアドレスも記載してください（法人については記載不要です。）。

※ 令和８年４月から氏名・住所の変更登記が義務化されたことに伴い、同月以降、登記所において、定期的に、氏名、氏名ふりがな、住所、生年月日の情報を用いて住基ネットを検索し、氏名・住所の変更を把握した場合には、登記名義人のメールアドレス宛てに連絡し、御本人の了解を得た上で、職権で変更登記を行います。

（詳細はこちら（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00678.html））

外国人の方については、「ジョン・スミス（JOHN SMITH）」のように、括弧書きでローマ字氏名を併記してください。上記の氏名ふりがなの記載は不要です。

また、住所が海外の場合、国内における連絡先となる者の氏名・住所等も記載してください。

法人については、会社法人等番号（会社法人等番号を有しない場合、内国法人については設立根拠法を、外国法人については設立準拠法）も記載してください。

（詳細はこちら（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00589.html））

（注２） 住民票コード（住民基本台帳法第７条第１３号に規定されているもの）を記載した場合は、添付情報として住所証明情報（住民票の写し）の提出を省略することができる場合があります。

（注３） 登記の申請に関する委任状（代理人の権限を証する情報）です。様式・記載例は、別紙３のとおりです。

（注４） 所有者の住民票の写しです。住民票コードを記載した場合（注２）は、提出する必要はありません。

なお、住民票の写しは、マイナンバー（個人番号）が記載されていないものを提出してください。

（注５） 日本国籍を有する方については、本籍地が記載された住民票の写しや戸籍の附票の写し、外国籍の方については、国籍又は地域が記載された住民票の写し、旅券（出入国管理及び難民認定法第２条第５号に規定する旅券をいいます。）の写し及び日本語訳文、在留カード（同法第１９条の３に規定する在留カードをいいます。）の写し、特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第７条に規定する特別永住者証明書をいいます。）の写しなどが該当します。

（注６） 登記識別情報の通知を希望しない場合は、□にチェックしてください。登記権利者が複数人いる場合は、登記権利者ごとに希望しない旨を申し出ることができます。

- (注 7) 所有権の保存の登記を申請する者が不動産登記法第 7 4 条第 1 項各号に掲げる者のいずれに該当するか記載してください。
- (注 8) 代理人が申請をする場合には、所有者から登記申請の委任を受けた代理人の住所及び氏名を記載します。氏名の末尾に代理人の認印を押してください。
- (注 9) 申請書の記載内容等に補正すべき点がある場合に、登記所の担当者から連絡するための連絡先の電話番号（平日の日中に連絡を受けることができるもの。携帯電話の電話番号でも差し支えありません。）を記載してください。
- (注 10) 課税価格、登録免許税の計算方法は、「登録免許税の計算 (<https://homukyoku.moj.go.jp/homu/content/001467400.pdf>)」を参照してください。
なお、登録免許税が免除される場合には、課税価格の記載は不要です。
- (注 11) 登録免許税額を記載します。登録免許税が免除される場合には、登録免許税額の記載に代えて免除の根拠となる法令の条項を記載します。また、登録免許税が軽減される場合には、登録免許税額の記載に加えて軽減の根拠となる法令の条項（例えば、「租税特別措置法第 7 2 条の 2」等）を記載します（免除又は軽減について証明書の提供が必要な場合は、申請書と共に証明書を提出する必要があります。）。
なお、登録免許税を現金納付する場合はその領収証書を貼り付けた用紙を、収入印紙で納付する場合には収入印紙（割印や消印をしないでください）を貼り付けた用紙を、申請書と一括してつづり、申請人又はその代理人がつづり目に必ず契印をしてください（申請人が 2 人以上いる場合は、そのうちの 1 人が契印をすることで差し支えありません。）。
- (注 12) 登記の申請をする不動産を、登記記録（登記事項証明書）に記録されているとおりに正確に記載してください。
- (注 13) 不動産番号を記載した場合は、建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積の記載を省略することができます。
- * 申請書が複数枚にわたる場合は、申請人又はその代理人は、各用紙のつづり目に必ず契印をしてください（申請人が 2 人以上いる場合は、そのうちの 1 人が契印をすることで差し支えありません。）。